

1 今、求められている特別支援教育 ～共生社会の実現へ向けて～

(1) 共生社会実現へ向けて、求められる学校像

平成18年度の学校教育法の一部改正を踏まえた『特別支援教育の推進について』（平成19年4月 文部科学省）の通知がなされてから、10年を迎えようとしています。通知からこれまでの間、日本では国連の『障害者の権利に関する条約』への批准に向け、障害者に関わる様々な法制度の整備が進められました。

平成28年4月に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』においては、障害を理由とするあらゆる差別が解消されるよう、「不当な差別的取り扱いの禁止」と合わせて「合理的配慮の提供」が法的に明確に位置付けられました。国・地方公共団体等には「合理的配慮の提供」が義務付けられ、共生社会の実現に向けて、学校教育においてはインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を推進することが求められています。「合理的配慮の提供」は、特別なサービスではなく学校教育において必要な取組として、全教職員で理解しておく必要があります。

特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常の学級にも学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）等、特別な教育的支援を必要とする子どもが多数在籍しています。これからの学校には、一人一人の子どもを大切にする人権尊重の視点や法令遵守の視点から、支援を必要とする子どもを含むすべての子どもに対し、共生社会を生きる姿を育む姿勢と実践が問われます。

子ども一人一人に対して必要な合理的配慮を確実に提供するためには、合理的配慮の提供が可能な校内環境整備ができているのか、組織の基礎的環境整備の問題として考えることが必要です。校内環境整備は、施設や教材の整備といったハード面だけを指すわけではありません。学校組織として必要な合理的配慮が提供できるよう、それぞれの教職員等の取組を支える校内支援体制を整備することも大切な校内環境整備です。「チーム学校」づくりは、特別支援教育の視点からも学校経営の大切な要素の一つです。

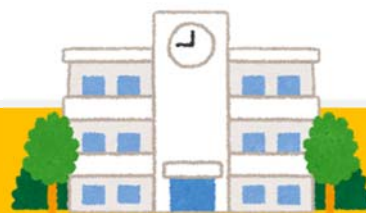


合理的配慮の提供

（一人一人の子どもにとって必要な指導や支援の充実）

基礎的環境整備

（施設、教材の整備・校内支援体制の充実等）



(2) 特別支援教育の視点における「チーム学校」像と管理職の果たすべき役割

特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人の姿を的確に理解し、実態に応じた指導・支援を行うためには、行動面や生活環境等の状況にとらわれるのではなく、支援を必要とする背景には発達障害があるのではないかという多角的な視点が必要です。また、子どもに関わる複数の教職員等がもつ情報を共有することや、関係機関と連携することも大切です。

学校全体として子どもを支える「チーム学校」の確立には、校長が特別支援教育の必要性を理解し、リーダーシップを発揮することが重要です。文部科学省による通知「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日19文科初第125号）においても、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立する旨が責務として明記されています。（巻末資料参照）

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』において、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が行政機関等に義務づけられた現在、特別な教育的支援を必要とする子どもへの指導・支援に関する問題は、教職員等が個人でどう対応したかではなく、学校が組織としてどう対応したかが問われます。「チーム学校」として、校内の状況を特別支援教育学校コーディネーターとともに常に把握し、関係機関や地域、保護者への対応等、学校の責任者として主体的に行動することが必要です。

「チーム学校」として特別な教育的支援を必要とする子どもへの指導・支援を充実させるためには、校長等管理職、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした特別支援教育推進のための組織（校内委員会）を機能させるとともに、生徒指導等他の機能と連動させつつ、学校全体で指導・支援を展開させていくことが必要です。校内の特別支援教育推進のための組織をどう機能させるか、その機能を学校全体の取組へとどう広げていくのかについて、学校経営の責任者である校長の姿勢や行動とともに、特別支援教育学校コーディネーターの姿勢や行動のいずれもが重要です。

